

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

①地域の状況

御代田町（以下、当町）は、長野県の東北部に位置し、日本屈指の活火山である浅間山（標高2,568m）の南麓に広がる地域にある。

大気は澄み渡り、気候は内陸の高原地帯にあるため年間を通じて冷涼であるが寒暖の差は大きい。降水量は年間1,200mm前後と少なく、風は季節ごとに趣を変え、四季をつうじて自然が織りなす折々の変化に出会える町である。

長野県の東の玄関口にあたり、東は軽井沢町に、西は小諸市に、南は佐久市に、北は群馬県嬭恋村の2市1町1村に接する。

交通は北陸新幹線や上信越自動車道など、近年では首都圏とのアクセス環境も整っている。



②洪水・土砂災害



出典 御代田町役場 ホームページより

https://www.town.miyota.nagano.jp/category/dosyasaigai_suigai/2618.html

想定被害

大雨・洪水

商工会館は、湯川から直線距離で約2 km離れており、事務所までは上り傾斜であるため、氾濫流による想定区域からも外れている。過去の自然災害で浸水被害にあったことはない。

しかし、事務所が2階にあるため、1階部分の浸水で事務所まで上がれずに業務機能不全に陥る可能性がある。

管轄内には、1級河川として湯川、濁川及び繰矢川の3河川が、準用河川として久能沢川、滝沢川及び重の久保川の3河川があり、雨水排水路としての機能を有してる。

過去の自然災害では浸水被害をほとんど起こしていない。しかし、いずれの河川も急勾配で狭小であることから、豪雨時の氾濫の危険性は否めない状況である。1級河川は県管理、準用河川・普通河川は町管理であるが、いずれの河川とも増水時の状況把握を十分に行うとともに、河川ごとの流域を設定し、危険防止に努めていかなければならない状況にある。

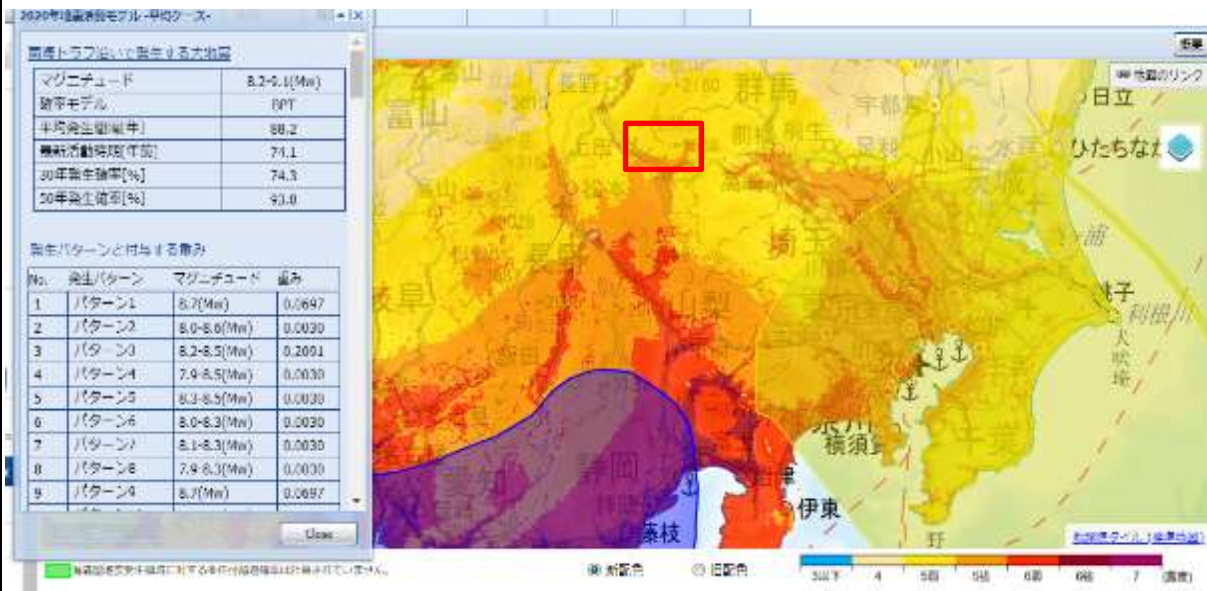
土石流

商工会館は御代田駅の隣に立地しており、土石流被害の可能性は低い。

管轄内には、いくつもの土石流危険渓流等を有し、豪雨時には土砂災害の危険性がある。豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく、多数の人的被害をもたらすおそれがあるため、地すべり防止対策等、各種の土砂災害対策を町が講じている。

③地震（j-SHISデータ 2021 より）

今後30年の発生確率が74.3%、50年の発生確率が93.8%の『南海トラフ大地震』である。発生時に想定される長野県北佐久郡御代田町の震度は5弱～5強とされている。



近隣存在の断層帯と、その中でも発生確率が最も高い『糸魚川-静岡構造線断層帯中北部』を震源とした地震の震度分布図は以下のとおり。管轄地域では、震度6弱～6強が想定されている。脅威であるのが、今後30年の発生確率が74.3%、50年の発生確率が93.8%の『南海トラフ大地震』である。発生時に想定される長野県御代田町の震度は5弱～5強とされている。

④ 新型コロナウイルス等の感染症

新型コロナウイルス等の感染症などは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルスのように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、世界的かつ急速な蔓延により、日本国内でも感染が拡大。御代田町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

⑤ 浅間山噴火災害

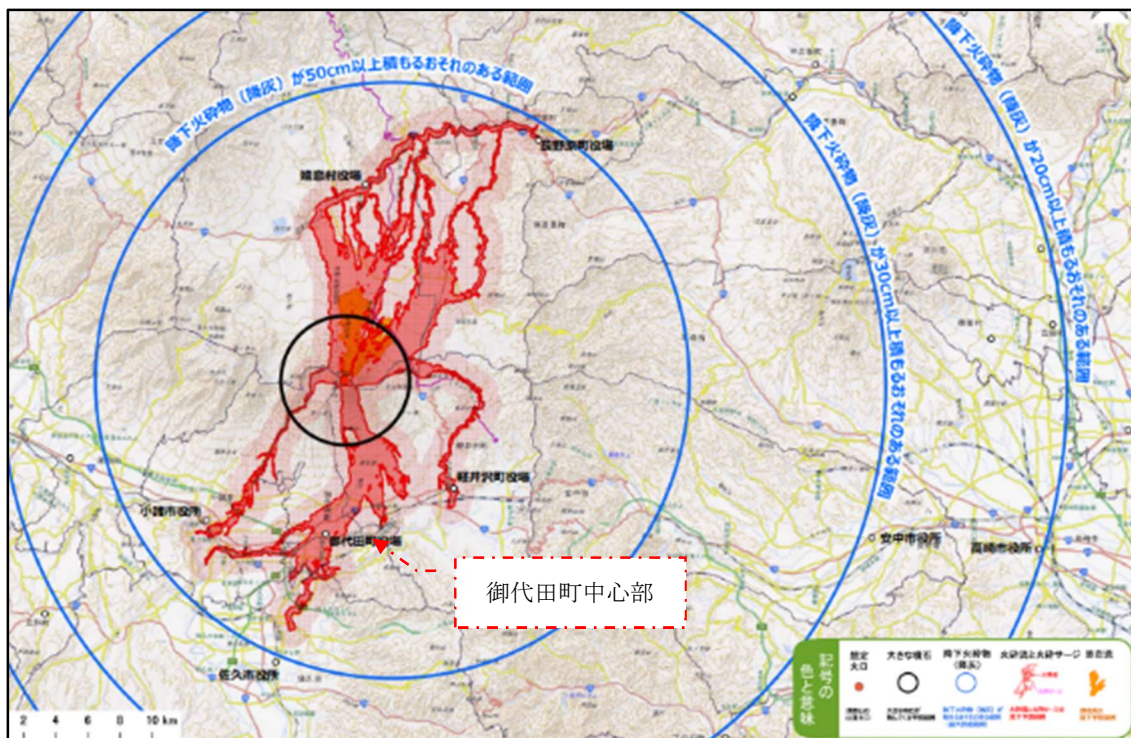


図-1 大規模噴火時の火砕流と降灰エリア

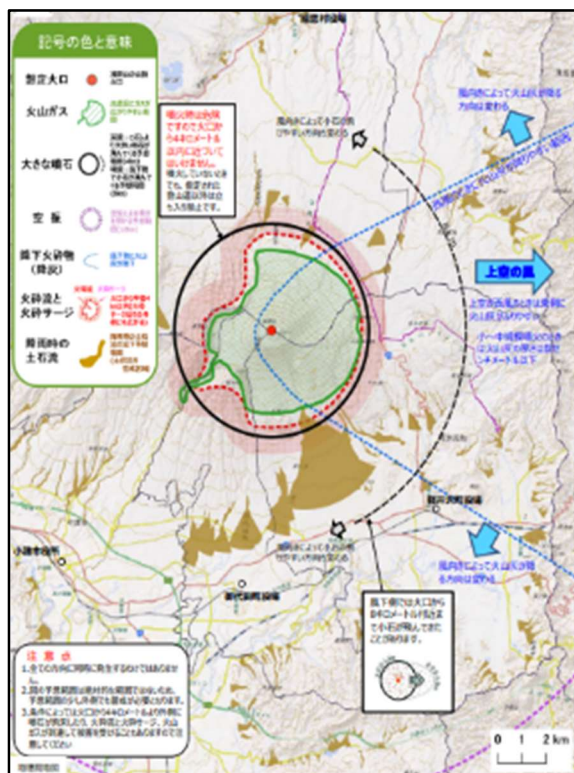


図-2 小～中規模噴火時の火砕流と降灰エリア

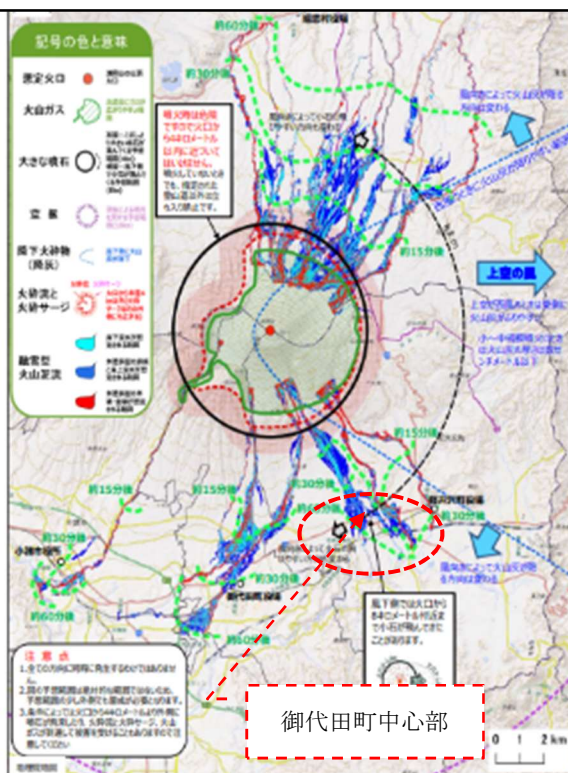


図-3 小～中規模噴火時の融雪型火山泥流

図－1は、浅間山の大规模噴火時の火砕流と降灰エリアを示している。
 火山の噴火は、地下に蓄積されたマグマのエネルギーの爆発的な放出により、一瞬にして広範な地域に壊滅的な被害をもたらす。大规模な噴火により発生した火砕流、火山泥流、火砕サージ等は時に秒速100m以上の高速で襲来するため、噴火を覚知してからでは避難が困難な場合も考えられる。

図－3は、小～中規模噴火時の融雪型火山泥流の影響範囲を示している。
 冬期間、山頂付近に雪が積もっている時期に中規模の噴火をし、火砕流が発生した場合、この火砕流により雪が解け、土砂や火山灰と一緒に斜面を高速で流れ下る融雪型火山泥流が発生するおそれがある。浅間山においては、過去の噴火においても規模の小さな融雪型火山泥流が発生しており、過去の事例などから町に被害を及ぼす可能性は極めて少ないものの、万が一発生した場合、15分程で別荘地や住宅地に到達すると想定され、町からの情報提供前に被災する可能性もあるので、日頃より噴火に対する知識を身につけ、災害発生時には、自らの判断により早く避難をする必要がある。

(2) 商工業者の状況

当町の事業者数は平成28年が549者、令和3年が503者である。小規模事業者数は平成28年が432者、令和3年が368者であり、5年間で14.8%減少に転じた。人口増加や新型コロナウイルスによるテレワークの増加などを背景に移住者が増加傾向にあり、移住後の創業者はいるが、事業者の高齢化や、長引く新型コロナウイルスの影響により廃業等に至る事業者があり、減少に転じていると考えられる。

	建設	製造	情報通信	卸・小売	宿泊・飲食	医療・福祉	他サービス	その他	計
平成28年度									
事業者数	74	55	3	116	111	36	117	37	549
小規模事業者数	70	41	1	78	95	20	96	31	432
令和3年度									
事業者数	62	51	3	109	94	37	108	39	503
小規模事業者数	58	36	3	76	78	10	73	34	368
増減 (R3年-H28年)									
事業者数	△12	△4	0	△7	△17	1	△9	2	△46
増減割合	△16.2%	△7.3%	0.0%	△6.0%	△15.3%	2.8%	△7.7%	5.4%	△8.4%
小規模事業者数	△12	△5	2	△2	△17	△10	△23	3	△64
増減割合	△17.1%	△12.2%	200.0%	△2.6%	△17.9%	△50.0%	△24.0%	9.7%	△14.8%

出典：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」より一部加工

(3) これまでの取組

ア 御代田町の取組

① 地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、御代田町防災会議が地域に係る災害に関し、町域の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興等に関する事項を定め、町、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災・減災対策を、総合的かつ計画的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定。豪雨・大雪・台風などの災害が起こるたびに修正を行い現状に沿った内容に変更している。令和3年3月には新型コロナウイルスの感染対策を踏まえた避難所運営等を追加した。

② 御代田町業務継続計画（BCP）

令和元年4月に町の業務継続体制や非常時優先業務等を明らかにすることで応急・復旧業務や優先業務を遅滞なく実施し、行政が機能不全に陥ることを避け、現状の災害対策の課題などを明確にすることを目的に、御代田町業務継続計画を策定。

③ 御代田町災害ハザードマップ

国・県が管理する河川がはん濫した場合の浸水想定区域、町内全域の指定が完了した土砂災害警戒区域・特別警戒区域を全区域でまとめたハザードマップを策定。

④ 防災訓練

大規模災害の発生を想定し、町及び防災関係機関等の防災対策の相互協力、連携体制の

確立等の検証を、地域の特性や危険性、過去の災害状況等を踏まえた訓練を通じて行っている。

⑤ 災害時応援協定

大規模災害が発生した時に備え電気・通信・放送・救援・情報収集・物資調達・給水・応急措置・要援護者支援・医療救護等の各分野別に様々な事業者と応援協定を締結している。

イ 商工会の取組

① BCP・事業継続力強化計画 に関する国の施策の周知

事業所が策定・取組むべき防災計画や準備について、会報等を活用して普及啓発している。

② 事業継続力強化計画策定個社支援の実施

小規模事業者等にとってBCP策定は負担が大きいため、まずは事業継続力強化計画を推進するため専門家とともに個社支援を展開している。

③ 小規模事業者等の損害保険加入促進

損害保険会社と連携し、事業活動における様々なリスクに対応する「ビジネス総合保険」を中心に加入勧奨を展開している。

④ 御代田町商工会危機管理マニュアル（BCP）の策定

地震、洪水、土砂災害等の自然災害に危機発生時の対応に加え、新型ウイルス等の感染症に備えた危機管理にも対応したマニュアルを策定した。

2 課題

現状、御代田町商工会危機管理マニュアルを策定したが、定期的な訓練と実施後の検証によるブラッシュアップがなされていない。平時・緊急時での対応ノウハウや保険・共済に関する助言など、職員の能力向上と組織内での情報共有が急務である。また、県内では令和元年東日本台風による被害が甚大であったこと、町内でも新型コロナウイルスによる影響が予想以上であったにも拘らず、BCP策定に対する認識が低いことも地域の課題の一つである。

① 管内小規模事業者等のBCP策定における課題

自然災害や新型ウイルス等感染症においてBCPよりも取組みやすい「事業継続力強化計画」に関する案内を会報やチラシによって周知している。策定事業所は着実に増加しているが、防災の意識や計画策定の必要性、認知度は依然低い。

② 関係団体との連携体制強化における課題

関係団体との連絡体制が不十分。発災（発生）時から復興（復旧）支援開始までに、具体的な体制整備も図れていない。

③ 職員個々の策定支援スキルの均一化における課題

職員の事業者向けBCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、また、本商工会の職員数からしても支援には限りがあることから、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携強化が不可欠である。

3 目標

① BCP等策定支援の推進強化

管内小規模事業者に対してリスク対策の重要性について情報提供を継続・強化し、BCPや事業継続力強化計画策定の個社支援を継続して推進する。

② 報告ルートの構築

発災時における連絡体制を円滑に行うため、関係団体との間における被害情報等報告ルートを構築する。

③ 職員のスキルアップと情報共有

BCP策定等の知識を内部セミナーなどによって向上させ、発災後、速やかな復興支援策に取り組むことができるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ 新型ウイルス等の感染症対策強化（新型コロナウイルスの感染症を含む）

新型ウイルス等の感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）のリスクを認識させる。感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響（売上激減、家賃等固定費負担増等）を軽減するための施策・対策等を助言、支援する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和7年4月1日～令和12年3月31日)

5 事業継続力強化支援計画の内容

御代田町商工会と御代田町の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

多発する自然災害、新型ウイルス等の感染症などの経営リスクから管内事業所を守り事業継続を支援するために、本計画を把握並びに整理し、発災時や発生時に混乱なく応急対策、復旧支援等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回指導あるいはセミナー等でハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明を行う。
- ② 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者向けBCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対し、事業者向けBCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性の高い取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤ 国や県が策定した制度内容を伝え、新型ウイルス等の感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が事業に与える影響（主に売上減少）を軽減するための対策をアドバイスする。

イ 商工会事業継続計画の作成

- ① 本商工会は、令和5年11月「御代田町商工会危機管理マニュアル」を策定（別添）

ウ 関係団体等との連携

- ① 本商工会と協体制にある損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象としたBCP普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ② 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し計画策定を希望する事業者に対してBCP策定に関するセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ③ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ BCP策定支援後フォローアップ

- ① 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を巡回・窓口支援時に行い、個社の事業環境に合わせたBCPの更新ができるよう継続的に支援を実施する。
- ② 御代田町商工会と御代田町役場は、BCP等の策定状況の確認や改善点等を協議する会議を定期的に開催する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ① 自然災害（令和元年東日本台風・震度5強の地震と同規模）が発生したと仮定し、関係団体との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、商工会役職員、町内事業者等の人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後1時間以内に職員の安否確認、関係機関へ報告を行う。
- ② SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物被害や道路状況等）を御代田町商工会と御代田町で共有する。
- ③ 新型ウイルス等において、国内感染者発生後には職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底し予防対策を行う。
- ④ 新型ウイルス等の感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、御代田町における新型ウイルス等の感染症対策本部設置に基づき本商工会による新型ウイルス等の感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ① 御代田町商工会と御代田町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 豪雨において、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤を見送り職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ③ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ④ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

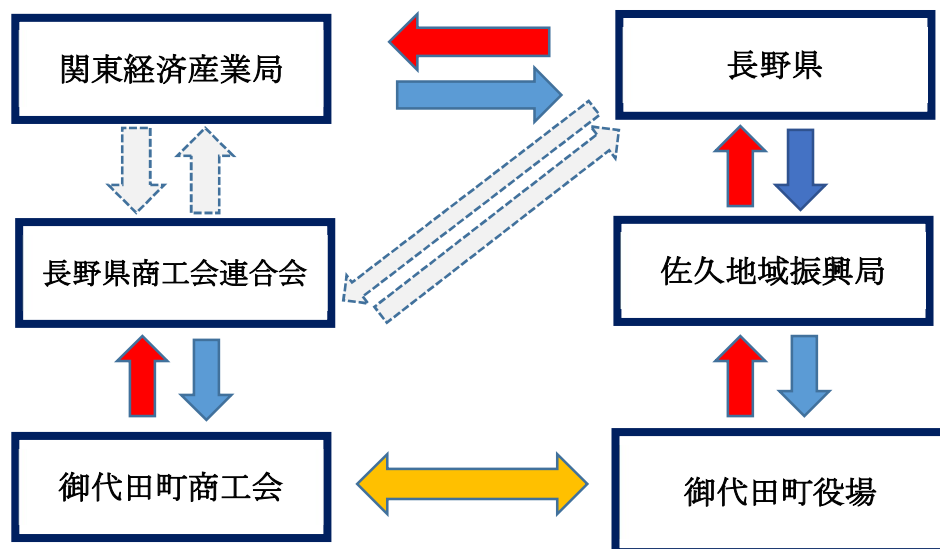
- ⑤ 本計画により、御代田町商工会と御代田町役場は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ① 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ② 2次被害を防止するため、会長の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ③ 御代田町商工会と御代田町で共有した災害情報を佐久地域振興局商工観光課へ報告する。
- ④ 新型コロナウイルス等の感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、御代田町商工会と御代田町が共有した情報を長野県佐久地域振興局商工観光課へ報告する。

連絡ルート図



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ① 相談窓口の開設方法について、御代田町商工会と御代田町で相談する（本商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ② 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤ 新型コロナウイルス等の感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ① 長野県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ② 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長野県商工会連合会等に相談する。

(別表 2)

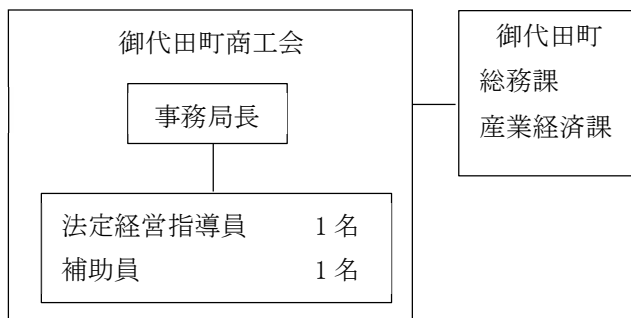
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 8 月現在)

1 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 三浦 和美 (連絡先は後述 3 (1) を参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

①本計画の具体的な取組の企画や実行

②本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会

〒389-0206

長野県北佐久郡御代田町大字御代田 2422 番地 29

御代田町商工会

TEL: 0267-32-5435 / FAX: 0267-32-7043

E-mail: info@miyota.or.jp

(2) 関係市町村

〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

御代田町 総務課(情報防災係)

TEL: 0267-32-3111 / FAX: 0267-32-3929

E-mail: info@town.miyota.nagano.jp

御代田町 産業経済課(商工観光係)

TEL: 0267-32-3113 / FAX: 0267-32-3929

E-mail: shokan@town.miyota.nagano.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額					
(単位 千円)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
専門家派遣費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
パンフ等作成費	50	50	50	50	50
郵送代	100	100	100	100	100
防災・感染対策費	50	50	50	50	50

2 調達方法

- 会費収入
- 長野県補助金
- 御代田町補助金